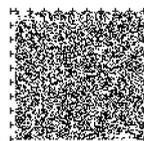


# 東京都 の 監査 の あらまし

平成29年実施結果

東京都監査委員

Audit and Inspection  
Commissioners of the Tokyo  
Metropolitan Government



# 目次

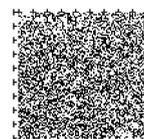
## 東京都の監査

1	東京都の監査と監査委員	……	1
2	監査の観点・効果	……	2
3	監査委員が行う監査	……	3
4	監査の流れ	……	3
5	監査事務局	……	5

## 平成29年の監査

1	定例監査	……	6
2	工事監査	……	8
3	財政援助団体等監査	……	10
4	行政監査	……	12
5	決算審査等	……	14
6	住民監査請求に基づく監査	……	16
7	改善措置	……	18

このマークは、目の不自由な方などのための「音声コード」です。コードの位置を示すため、切り込みを入れています。このコードを専用の読み上げ装置で読み取ると、記載内容を音声で聞くことができます。



## 1 東京都の監査と監査委員

監査とは、都の行財政が公正かつ効率的に運営されているかどうかをチェックすることです。地方自治法により、知事から独立した公平な立場で都の監査を担うために設置されているのが「監査委員」です。

監査委員は、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する「識見選任委員」と、都議会議員の「議員選任委員」からなり、知事が議会の同意を得て選任します。都では、「東京都監査委員条例」により、3人の識見選任委員と2人の議員選任委員が選任されています。

<平成30年10月6日現在の委員構成>

氏名	区分	就任年月日	任期
清水 やすこ (しみず やすこ)	議員選任委員 (非常勤)	平成30年10月6日	議員の任期
神林 茂 (かみばやし しげる)	議員選任委員 (非常勤)	平成30年10月6日	議員の任期
友渕 宗治 (ともぶち むねはる)	識見選任委員 (代表監査委員・常勤)	平成23年12月21日 (平成27年12月21日再任)	4年
岩田 喜美枝 (いわた きみえ)	識見選任委員 (非常勤)	平成27年10月15日	4年
松本 正一郎 (まつもと まさいちろう)	識見選任委員 (非常勤)	平成28年7月7日	4年

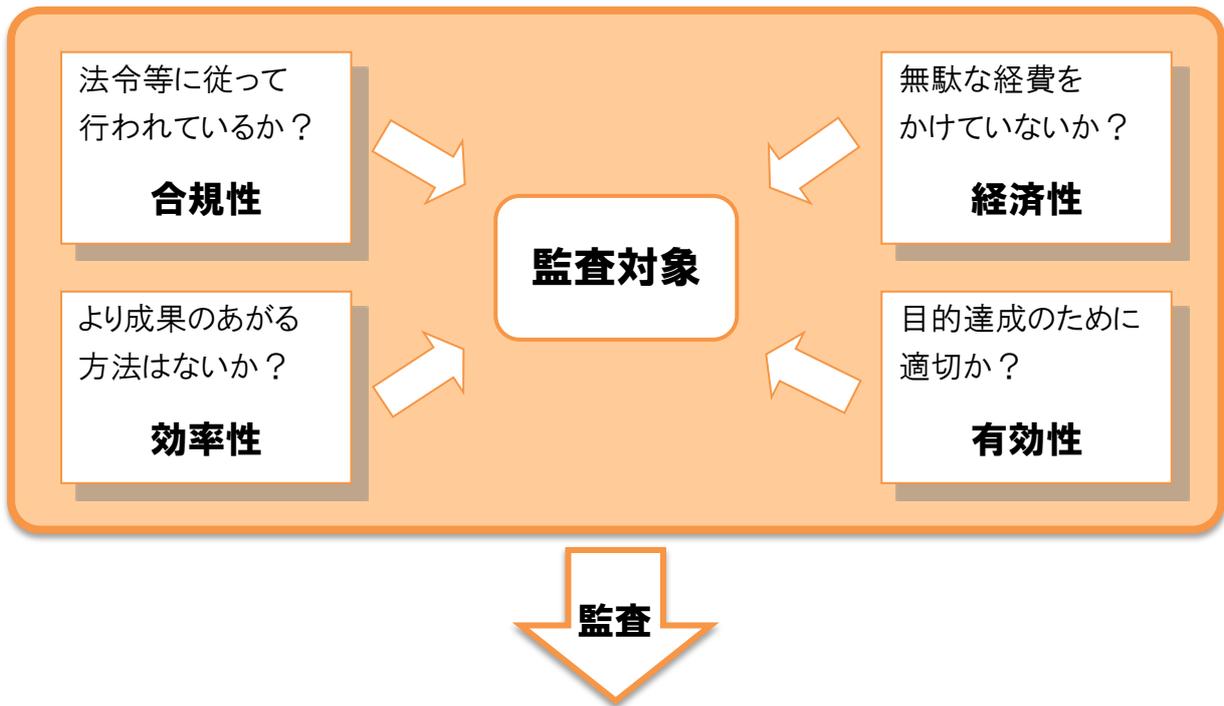
監査委員は、都の行政事務や事業、工事などについて、効率的に行われているか、サービス向上が図られているかなどを検証し、問題点を指摘して改善を求めています。その結果は議会に報告し、ホームページなどで公表しています。

これらの取組を通して、都政に対する都民の信頼確保に努めています。



## 2 監査の観点・効果

監査の実施や報告等について定めた「東京都監査委員監査基準」に基づいて、**合規性**、**経済性**、**効率性**、**有効性**の4つの観点から検証・評価を行っています。



監査の効果として、次のようなものが挙げられます。

### ◎是正・改善

適正・適切でない事項について指摘等を受けた部所は、誤りの原因などを分析し、問題点を改善します。

### ◎再発防止

マニュアルやチェックリストの作成など、再発防止の観点から仕事の進め方の見直しが行われます。

### ◎他部所への波及効果

指摘等を受けた部所以外での部所で類似の事務を行っている場合、指摘等を参考に事務改善が図られます。

### ◎将来への波及効果

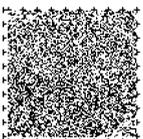
過去に指摘されたものと同じ誤りがないか、組織内部で点検するなどの取組が行われます。

### ◎牽制による抑止

日頃業務を行うに当たり、監査で見られることも意識され、適正な事務処理につながります。

### ◎予算への反映

都の予算編成の一環として監査結果を活用した事業評価の取組が行われるなど、業務改善を促す効果があります。



### 3 監査委員が行う監査

監査委員は、地方自治法などの法令や東京都監査委員監査基準により、様々な種類の監査を行っています。主な監査の種類は、次のとおりです。

監査の種類	概要
定例監査	都における事務や事業の全般を対象とした監査
工事監査	都が行っている工事等を対象に、技術面から行う監査
財政援助団体等監査	都が出資や補助金等を交付している団体を対象に、財政援助の効果などについて行う監査
行政監査	都の特定の事務・事業をテーマに選定して行う監査 視点を特化して深く掘り下げたり、各局横断的に検証
決算審査	知事からの審査依頼により、決算について行う審査
基金運用状況審査	知事からの審査依頼により、定額の資金を運用するため設置されている基金の運用状況について行う審査
健全化判断比率・ 資金不足比率審査	「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく知事からの審査依頼により、財政状況を表す指標に対し行う審査
例月出納検査	各会計の現金出納や現金保管が、正しく行われているかについて行う検査
住民監査請求に基づく監査	都の執行機関や職員による違法・不当な公金の支出などがあるとして、都民から監査請求がされたものについて行う監査

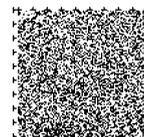
### 4 監査の流れ

監査委員は、1月～12月の暦年単位で監査を実施しています。

12月に「監査基本計画」が定められ、次の1年間の監査の基本方針や実施時期が定められます。基本計画に基づき、個々の監査について「監査実施計画」を策定し、都の各部所等に対して実地監査を行います。

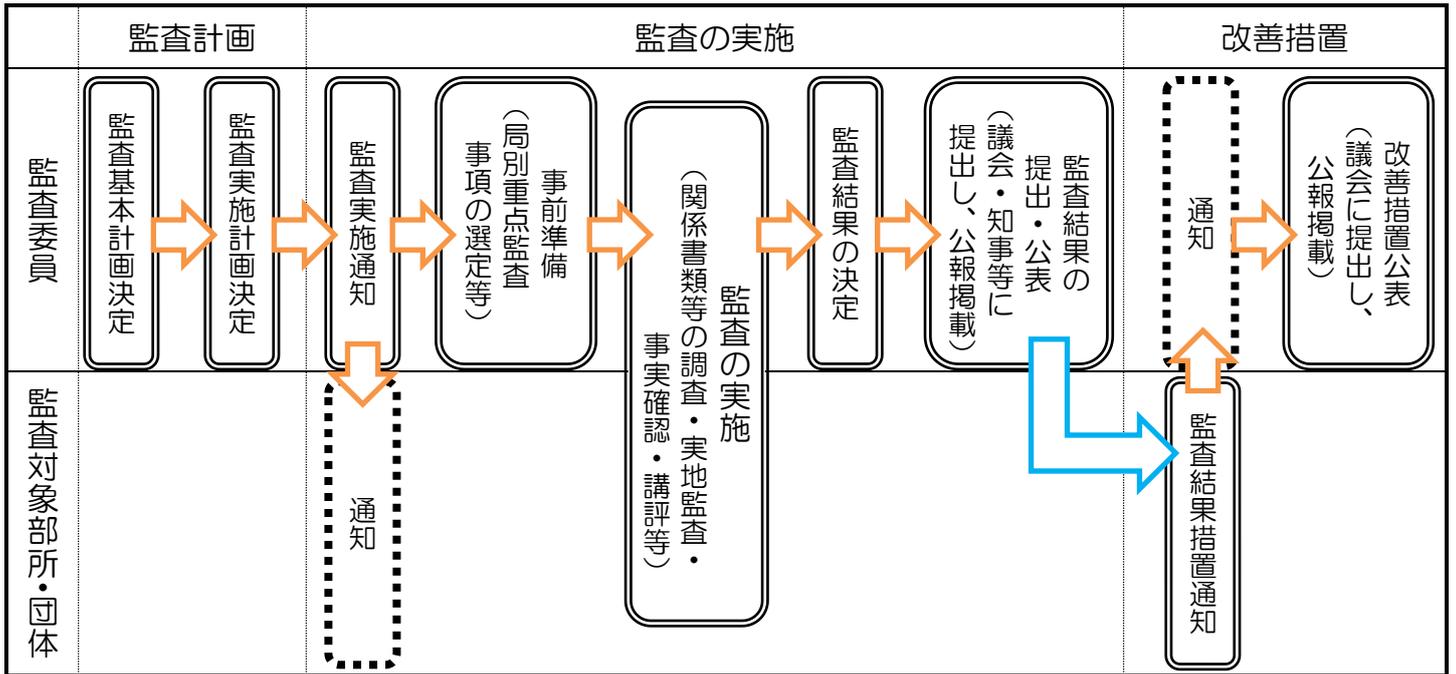
実地監査の中で、適正・適切でない事項を発見した場合、改善を求める指摘や意見・要望を行います。監査の結果は報告書に取りまとめられ、議会・知事等に提出されるとともに、東京都公報やホームページ等で公表します。

監査結果の公表後、指摘や意見・要望を受けた部所等は改善措置を行います。監査委員は年2回、各部所等に状況報告を求めるとともに、講じられた改善措置については通知を受け、これを公表することでフォローアップに努めています。

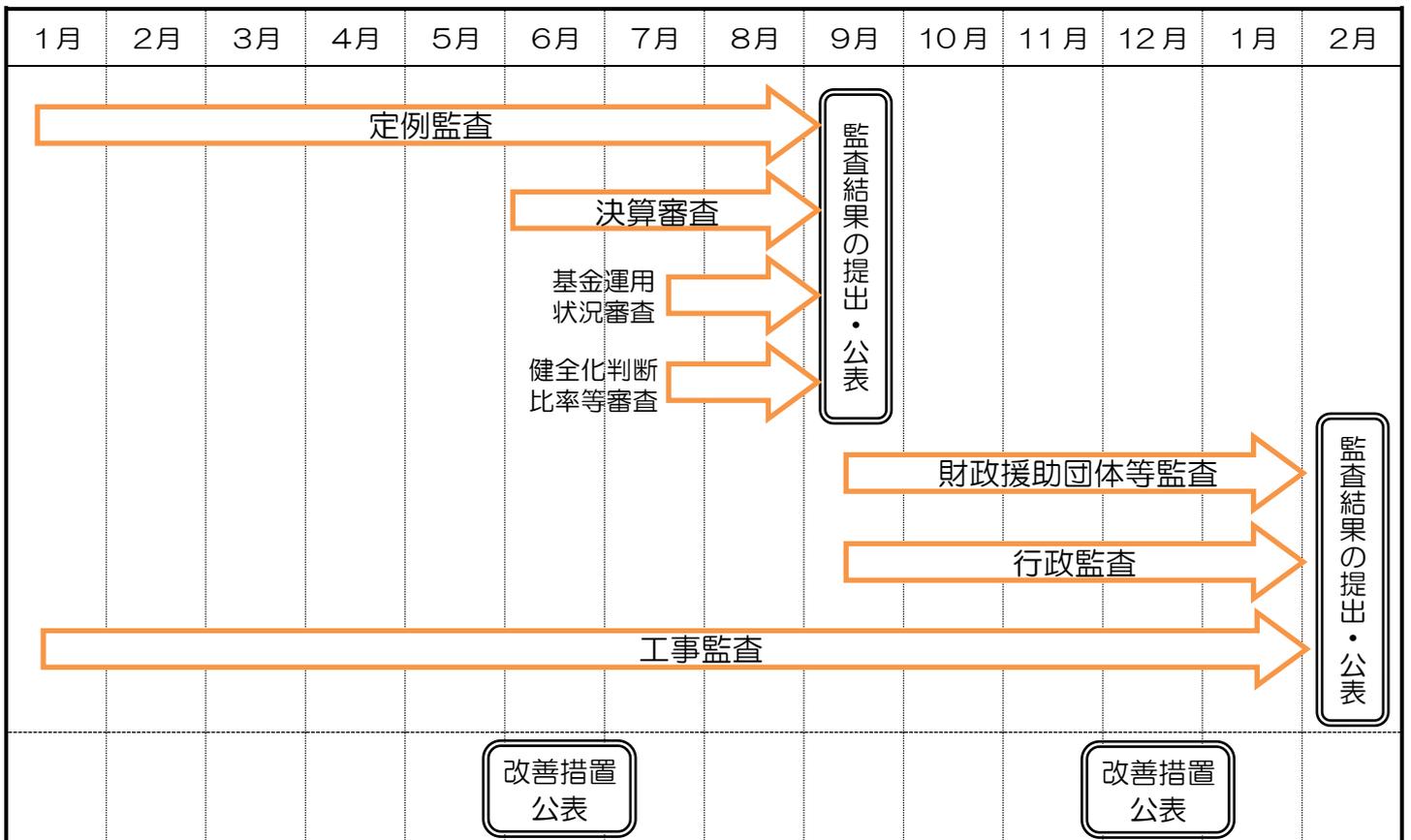


# 東京都の監査

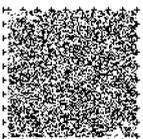
## ● 監査事務の流れ（住民監査請求に基づく監査を除く）



## ● 各監査の実施期間



- ・ 例月出納検査は毎月1回実施し、都議会定例会に合わせて3か月ごとに公表
- ・ 住民監査請求に基づく監査は都民からの請求に基づき、随時実施、公表



## 5 監査事務局

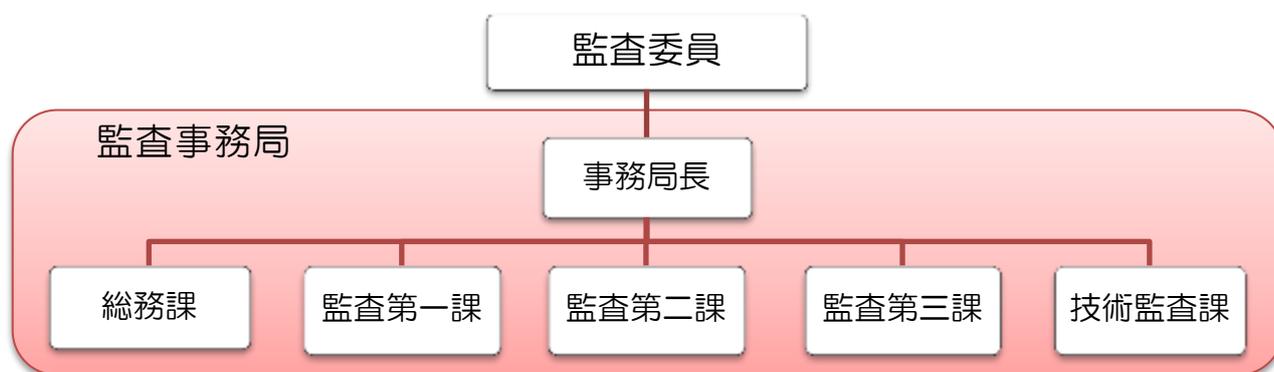
都では、監査委員の補助機関として監査事務局が設置され、監査委員の指揮監督のもと、職員が実地監査を行っています。

監査事務局には5つの課があり、職員定数は89人となっています。

都の各部所等で実務経験を積んだ職員が配属されており、一般事務職のほか、土木や建築、機械、電気といった技術職もいます。

また、監査の専門性の強化と、民間監査経験による知見の活用を積極的に図るため、平成19年7月から公認会計士を任期付職員として採用しています。

### ■ 監査事務局組織図（平成30年4月1日現在）



### ○ 外部監査について

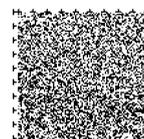
地方公共団体の監査には、監査委員が行う監査のほかに、外部監査人が行う外部監査があります。外部監査は、公認会計士、弁護士などの資格のある人が、第三者の立場から、専門家としての知識・経験を活かして実施するものです。

外部監査には、「包括外部監査」と「個別外部監査」の2種類があります。

監査の種類	概要
包括外部監査	外部監査人が都の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の中から、任意にテーマを選定して毎年実施
個別外部監査	住民、議会、知事からの請求又は要求があった事案について、外部監査人が実施

専門性を活かした外部監査人の監査と、行政全般にわたり検証を行う監査委員による監査とが相互に配慮し、行政に対するチェック機能を果たしています。

包括外部監査に関する事務については、都では総務局が所管しています。



## 1 定例監査

平成29年は、平成28年度の事業執行分について、本庁の137か所(100%)、事業所311か所(41.8%)に対し監査を実施し、143件の指摘、10件の意見・要望を行いました(指摘金額:約1億4,622万円)。

指摘等153件を区分別に整理すると、表のとおりです。

項目	区分	件数	主な内容
歳入 (収入)	会計処理	8件	損害金の調定を適正に行うよう求めたもの
	債権管理	7件	滞納整理を効果的に行うよう求めたもの
	都税	12件	土地の評価(用途認定)を適正に行うよう求めたもの
	その他	13件	バス料金の管理を適正に行うよう求めたもの
歳出 (支出)	契約	72件	契約内容の変更を書面で行うよう求めたもの 履行確認記録写真の提出等を適切に行うよう求めたもの
	会計処理	5件	概算払の金額を必要最小限度にするよう求めたもの
	補助金等	2件	補助金の効果検証を適切に行うよう求めたもの
財産	財産管理	1件	出えん金の管理を適正に行うよう求めたもの
	物品管理	1件	出納手続を適正に行うよう求めたもの
その他	その他	32件	廃棄物の保管を適切に行うよう求めたもの 効果的な広報について検討するよう求めたもの
合計		153件	

監査を行うに当たっては、事前に契約案件一覧や予算執行状況などで対象局の事務事業全体の状況を把握したうえで、監査案件を抽出しています。

また、都政を取り巻く状況を踏まえて、都民の関心が高い事項やリスクの高い事項などを「重点監査事項」として設定することで、効率的な監査に努めています。

### 重点監査事項

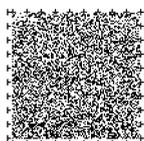
平成29年は、次のとおり重点監査事項を選定しました。

#### ○ 社会経済状況や都政の重要課題を踏まえたテーマ

…構造物の安全管理や施設の警備体制、普及啓発、新規事業等の進捗・管理状況といった社会経済状況や都政の重要課題を踏まえたテーマから局ごとに選択して検証を行い、14件の指摘、7件の意見・要望を行いました。

#### ○ 事務執行に関するテーマ

…歳入事務、契約手続、契約仕様内容、財産の管理などの事務執行の中から局ごとに選択して検証を行い、49件の指摘、1件の意見・要望を行いました。



## 主な指摘事項

### 過大な検診を行わないよう、検査精度を確認することを求めたもの【契約】

都立学校教育部では、生徒の腎臓・糖尿病検診を区域ごとに委託して実施していますが、一部区域で例年3～4%であった尿たんぱくの陽性率が20%を超えるなど異常に高くなったため、二次・三次検診の追加契約を行いました。

しかし、異常値が発生した場合はまず検査結果が正しいか、検査機器の精度管理を確認する必要があります。

検査機器の精度管理記録を見たところ、陽性率が高くなったのは、検査機器の精度管理を行っていなかったため、本来陰性とされるべき者が陽性と判定されたことが原因と考えられることが判明しました。

したがって、異常値発生時に部が精度管理記録を確認していれば、再検査を指示して正しい検診結果を得ることができ、追加契約は不要になったはずです。

そこで、部に対し過大な検診を行わないよう、検査精度を確認することを求めました。

### 廃棄物の保管を適切に行うよう求めたもの【その他】

健康安全研究センターにおける廃棄物の保管状況について、次のような危険性のある状況が認められました。

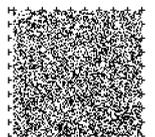
- ① 毒物劇薬等を含む廃液の保管棚について、転倒防止措置を講じていない。
- ② 液体性の感染性廃棄物を保管する容器の素材が軟質の合成樹脂製であるため、腐敗ガスにより変形し、飛散や流出の危険がある。
- ③ 箱型ポリ容器が棚に保管されることなく積み重ねられており、震災発生時に容易に落下する状態となっている。

そこで、センターに対し廃棄物の保管を適切に行うよう求めました。

### ○ 東京都財務諸表について

都では、複式簿記・発生主義会計の考え方を取り入れた東京都財務諸表（貸借対照表、行政コスト計算書、キャッシュ・フロー計算書、正味財産変動計算書及び附属明細書）を作成・公表しており、監査委員は、定例監査の中でこれら財務諸表の監査を行っています。

平成28年度東京都財務諸表は、監査を実施した範囲において、東京都会計基準に準拠して作成されているものと認められました。



## 2 工事監査

平成29年は、監査対象として平成28年度に都が締結した100万円以上の工事を中心に、1,631件（約1兆88億円）の工事を抽出（抽出件数率：9.8%、抽出金額率：38.1%）して監査を行い、28件の指摘、1件の意見・要望を行いました（指摘金額：約1億2,453万円）

指摘等29件を区分別に整理すると、表のとおりです。

区分	件数	主な内容
設計	2件	設計を適正に行うよう求めたもの
積算	単価設定	重複計上していた単価を適正に計上するよう求めたもの 適正な方法で算出した単価を用いて積算するよう求めたもの
	数量算出等	ひび割れ補修等の数量算出を適正に行うよう求めたもの
	諸経費等	運搬費の積算を適正に行うよう求めたもの
施工	1件	掘削作業について受注者を適切に指導・監督するよう求めたもの
その他	5件	再資源化について受注者を適切に指導・監督するよう求めたもの
合計	29件	



### 技術職員の専門性

工事監査は4職種（土木、建築、電気、機械）の技術職員が担当しています。それぞれの職種の専門性を活かし、各工事の計画、設計、積算、施工等の各段階において監査を実施しています。



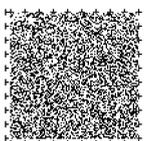
工事監査の様子

監査を行うに当たっては、事前に対象局から100万円以上の工事調書の提供を受け、契約金額や落札率などに着目しながら、監査する工事案件を抽出しています。

### 重点監査事項

平成29年は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた施設やインフラの整備など大規模工事が増え、投入される公金に都民の関心が高まっている状況を踏まえ、工事費の決定に直結する重要な要素である「単価設定」を重点監査事項として、監査を実施しました。

監査では根拠のある単価設定か、設計内容・仕様等を的確に反映した単価設定かといった観点から検証を行い、その結果、15件の指摘を行いました。



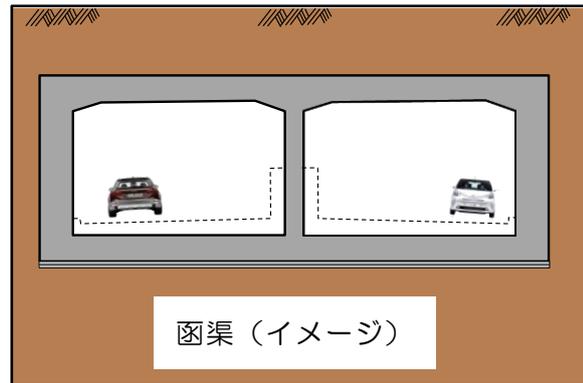
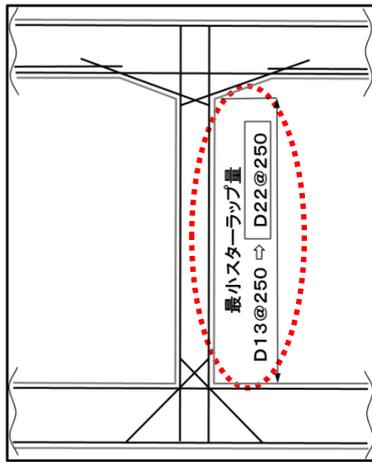
主な指摘事項



函渠（かんきょ）の設計を適正に行うよう求めたもの【設計】

東京港臨港道路南北線のうち、陸上トンネル部を新設する工事において、函渠（かんきょ）（注）の設計図面を見たところ、補強のための鉄筋の太さを22mmとすべきであったところ、誤って19mmとしており、地震に対するトンネルの安全性が確保されていない状態となっていたことが判明しました。

（注）函渠（かんきょ）  
盛土や地盤内に設けられる箱型のトンネルのこと



←構造計算書では、左図のとおり耐震設計の結果、鉄筋の太さを13mm（D13）から22mm（D22）にランクアップさせることになっていましたが、設計図面の当該箇所では19mm（D19）となっていました。

そこで、施工着手前に安全性が確保されたものに改めるよう求めました。

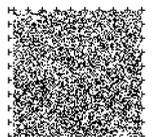
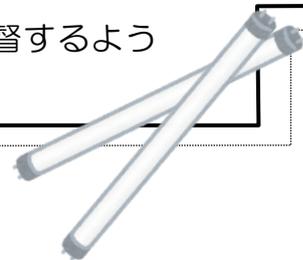
蛍光ランプの再資源化について受注者を適切に指導・監督することを求めたもの

【その他】

東京都建設リサイクルガイドラインでは、建築物等に使用されている蛍光ランプを取り外す場合は、封入されている水銀を流出させないため破損しないようていねいに取り外し、これを適正に処理して水銀等の再資源化に努めなければならないとしています。

しかし、電飾広告看板の修繕等契約において、排出された蛍光ランプ1,224本の処理について見ると、再資源化せず管理型最終処分場に埋立処分している状況が認められました。

そこで、再資源化について受注者を適切に指導・監督するよう求めました。



### 3 財政援助団体等監査

平成29年は、都が補助金等の交付や出資を行っている団体のうち、補助金等交付団体128団体、出資団体16団体、指定管理者1団体の計145団体を対象団体として選定し、監査を実施しました。

対象団体及びその所管局の平成27年度及び平成28年度の事業を対象として監査を実施した結果、52件の指摘、9件の意見・要望を行いました（指摘金額：約6億7,578万円）。

指摘等61件を区分別に整理すると、表のとおりです。



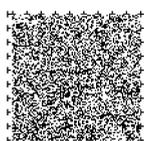
項目	区分	件数	主な内容
収入	会計処理	2件	当日チケットの売上管理を適正に行うよう求めたもの
支出	契約	19件	履行確認及び契約変更の手続を適正に行うよう求めたもの 特命随意契約について見直すよう求めたもの
	会計処理	3件	指定管理料の算定根拠を明確にするよう求めたもの
	補助金等	13件	過大に交付した補助金等の返還を求めたもの
財産	財産管理	4件	敷地の使用手続について取決めを行うよう求めたもの
	物品管理	4件	備蓄物品の補充及び訓練を適切に行うよう求めたもの
その他		16件	損益計画等の妥当性を確認できるよう、公演ごとの企画目的等を明確にするよう求めたもの
合計		61件	

● 財政援助団体等監査の対象団体及び主な検証内容

対象団体	検証内容
補助金等交付団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業は、目的に沿って適切かつ効果的に執行されているか</li> <li>補助金等に係る会計経理等は、適切に行われているか</li> </ul>
出資団体 (都が資本金等の 4分の1以上を出資)	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業は、出資目的に沿って適切かつ効果的に運営されているか</li> <li>団体の会計経理等は、適切に行われているか</li> </ul>
公の施設の 指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>公の施設の管理運営は、適正かつ効率的に行われているか</li> <li>管理業務に係る会計経理等は、適切に行われているか</li> </ul>

※ 団体は、主に次の観点から選定しています。

- 補助金交付額、指定管理料等が高額
- 都との関連性が強い団体（東京都監理団体や地方独立行政法人など）
- 前回の監査から一定期間経過



○ 事務と技術の連携

財政援助団体等監査は事務職員が中心となって行っていますが、団体の性質上、工事の件数や契約金額が多い団体については、事務職員と技術職員が連携し、技術面からの監査も併せて実施しています。

平成29年は、2団体に対し連携して監査を行いました。

主な指摘事項



備蓄物品の補充及び訓練を適切に行うよう求めたもの【物品管理】

指定管理者制度により運営されている病院において、災害時備蓄物品の補充及び訓練の状況を見たところ、次のような状況が認められました。

- ① 使用期限が経過した物品の適切な更新がされていない、台帳上の医薬品がすでに廃棄されているなど、備蓄物品の補充・管理が適切に行われていない。
- ② 災害対策訓練及びトリアージ(注)訓練を年2回実施することとしているが、平成28年度は、トリアージ訓練を行っていない。

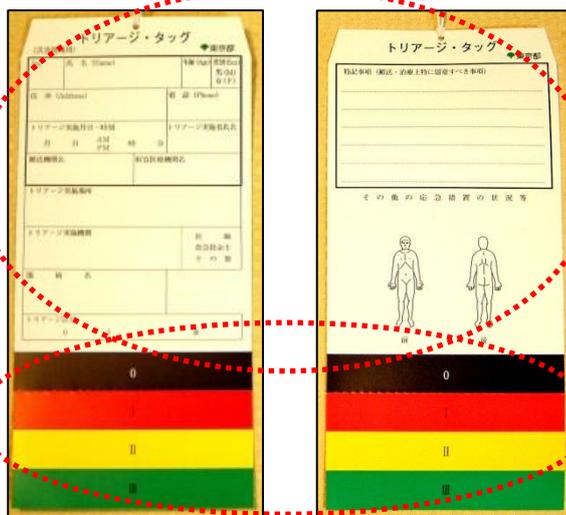
(注) トリアージ

負傷者を重症度、緊急度などによって分類し、治療や搬送の優先順位を決め、たうえで救助、応急処置、搬送、病院での治療を行うこと

<トリアージ・タグ(トリアージに用いる識別票)>

(表)

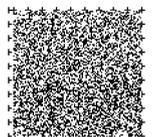
(裏)



←負傷者の氏名等、トリアージ実施者・機関、搬送・収用医療機関、傷病名などを記載

←重症度(赤・黄・緑の順に重症)を表示し、優先度を決定  
※ 黒は死亡等

そこで、病院を運営する団体に対し、備蓄物品の補充及び訓練を適切に行うよう求めるとともに、所管局に対し、団体が備蓄物品の管理を適切に行うよう、指導することを求めました。



## 4 行政監査

平成29年行政監査は、平成29年6月の地方自治法改正による制度化など、地方公共団体における内部統制の重要度が高まっている現状を踏まえ、都の内部統制の強化に資することを目的に、2つのテーマで実施しました。

### 1 システム投資の有効性について

都には、業務遂行の基盤システムである東京都高度情報化推進システムをはじめとして、各局の事業を支える様々な情報システムがあります。

これらシステムへの投資の有効性を確保するため、都システムの中央管理部門である総務局は、各局システムの評価等（システムアセスメント）を行っています。

そこで、都のシステムに関する内部統制の強化に資するため、こうした評価等の仕組みが適切に構築されているか検証し、3件の指摘、1件の意見・要望を行いました。

#### 主な意見・要望事項

##### 情報システム台帳の整備について検討することを求めるもの

システムアセスメントの目的の一つとして、機能が類似しているシステムを統合するなどして、都全体のシステムを最も効率的・効果的な状態にする（全庁最適化）ことがあります。

そのためには、導入・運用コストを含めたシステム台帳を整備し、一元的把握を行うことが不可欠です。

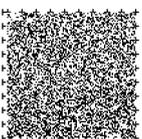
総務局では所管局名、システムの名称、予算額等が一覧となったリストを作成しています。しかし、開発等委託先、システムの更新予定時期など最適化の検討に必要な情報がそのリストには記載されていないため、検討等が効率的に行えないおそれがあります。

そこで、一覧性のある情報システム台帳の整備を検討することを求めました。

#### ○ 外部委託による助言・支援

システムに関わる監査を実施するには、ICTに関する専門知識が欠かせません。

そこで、外部委託により民間のシステム監査の専門家の助言・支援を得て監査を行いました。



## 2 企画提案方式等による契約及び業務委託契約について

企画提案方式や総合評価方式による契約は例外的な契約方法であるため、運用ルールが十分に浸透しているとは言い難い状況にあります。

また、各局独自の業務に関する委託契約については、他に比較・参考とする事例がないことから、問題点や課題が顕在化しにくいという課題があります。

そこで、契約事務を統括する財務局が行う指導・支援の充実、ひいては契約事務に関する内部統制の強化に資することを目的に、契約手続上の様々な観点から検証を行い、12件の指摘、4件の意見・要望を行いました。

企画提案方式：受託希望者からその業務目的を果たすための企画を提案させ、企画・提案能力のある者を選ぶ方式  
(イベント、PR事業などの業務委託で用いられる)

総合評価方式：品質確保・向上を図るため、競争入札の際に価格に加えて技術的評価を行って落札者を決定する方式  
(工事契約、情報システム関係で用いられる)

### 主な指摘事項

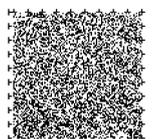


#### 企画提案方式における外部学識経験者の選任を適切に行うべきもの

企画提案方式における企画・提案能力の審査については、発注者である都側にノウハウの蓄積がないことから、専門的な視点の導入や公正・公平な評価のため、外部学識経験者を審査委員に入れることが必要です。

しかし、各局の契約を見たところ、外部学識経験者を選任しないで審査を行い、契約を締結している事例が多数認められました。

そこで、外部学識経験者の選任を適切に行うよう求めました。



## 5 決算審査等

地方自治法等に基づき、平成28年度決算などの審査を実施しました。  
また、毎月1回、都の現金の出納の検査も実施しました。



### 1 決算審査

#### ○ 各会計歳入歳出決算審査

**審査の目的** 決算の数値が正しいか確認するとともに、予算執行、資金運用及び財産管理の状況について審査しました。

**審査の対象** 平成28年度東京都一般会計及び15の特別会計

**審査の結果** 決算計数は誤りのないことが認められましたが、会計処理の一部、「財産に関する調書」の一部に誤りが認められました。

#### ● 「財産に関する調書」の誤り

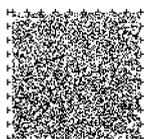
財産種別	登載状況	件数等
土地	過大登載	841.90m <sup>2</sup>
建物	過大登載	3,888.38m <sup>2</sup>
山林	過大登載	60,000.00m <sup>2</sup>
出資による権利	過大登載	265,081,348円
物品	過大登載	10点
	登載漏れ	3点
債権	計上漏れ	14,181,000円

#### ○ 公営企業各会計決算審査

**審査の目的** 決算の数値が正しいか確認するとともに、経済性の発揮及び公共性の確保の観点から、各会計の経営成績や財政状態などについて審査しました。

**審査の対象** 平成28年度東京都公営企業各会計（11会計）

**審査の結果** 審査に付された決算諸表は、審査した限りにおいて各会計の経営成績及び財政状態を適正に表示していると認められました。



## 2 基金運用状況審査

**審査の目的** 定額の資金を運用するため設置されている基金について、1年間の運用状況を示す調書が正しく作成されているか審査しました。

**審査の対象** 平成28年度東京都区市町村振興基金、平成28年度東京都用品調達基金

**審査の結果** 計数に誤りのないことが認められました。



## 3 健全化判断比率審査・資金不足比率審査

**審査の目的** 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、財政状況を表す指標について算定が正しく行われているか審査しました。

**審査の対象** 平成28年度健全化判断比率、平成28年度資金不足比率（東京都公営企業各会計（11会計）に東京都と場会計（特別会計）を加えた12会計）

**審査の結果** 各比率は次のとおりとなっており、算定に誤りのないものと認められました。

### ○健全化判断比率

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
算定結果	— (赤字なし)	— (赤字なし)	1.5%	19.8%
早期健全化基準	5.45%	10.45%	25.0%	400.0%

### ○資金不足比率

	資金不足比率 (12会計とも)
算定結果	— (資金不足なし)
経営健全化基準	20.0%

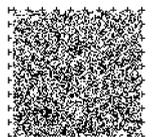
※ 早期健全化基準・経営健全化基準  
地方公共団体等の財政の状況が改善努力を要するかどうかを判断する基準。  
算定結果の値がこの基準値以上の場合には、法により健全化計画を策定し、財政の健全化に努めることが求められます。

## 4 例月出納検査

**検査の目的** 毎月1回、各会計における現金出納に関する諸帳簿の計数が正しいか、現金保管が正しく行われているかについて検査しました。

**検査の対象** 東京都一般会計及び15の特別会計、東京都公営企業各会計（11会計）  
※ 平成28年12月分～平成29年11月分

**検査の結果** 現金出納に関する諸帳簿に誤りはなく、各検査日における現金保管も正しく行われていると認められました。



## 6 住民監査請求に基づく監査

地方自治法は、毎年経常的に行っている監査のほかに、都民からの請求に基づいて監査委員が監査を行う「住民監査請求」という制度も定めています。

住民監査請求は、都民が、都の執行機関又は職員について、違法又は不当な財務会計上の行為があると認めるときに、損害を補てんするために必要な措置を請求できる制度です。

### 対象

都の財務会計上の行為

- ① 公金の支出
- ② 財産の取得、管理、処分
- ③ 契約の締結、履行
- ④ 債務その他の義務の負担
- ⑤ 公金の賦課、徴収を怠る事実
- ⑥ 財産の管理を怠る事実

### 請求期間

- ①～④については、原則、行為があった日から1年です。
- ⑤及び⑥については、請求期間の制限はありません。

住民監査請求に基づく監査を行う要件は、地方自治法で定められています。

#### <形式的要件>

- ① 違法・不当な行為者として、都の知事等執行機関又は職員の明示があること
- ② 請求人は、都の住民であること（個人、法人を問わない）
- ③ 違法・不当な事実を証する書面が添付されていること
- ④ 請求期間内であること

#### <実質的要件>

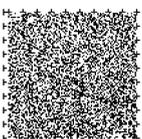
- ① 都の財務会計上の行為であること
- ② 請求事項を特定できる程度の具体性があること
- ③ 違法・不当とする事実又は理由の指摘があること
- ④ 行為の結果として、損害又はそのおそれがあること

### 監査結果

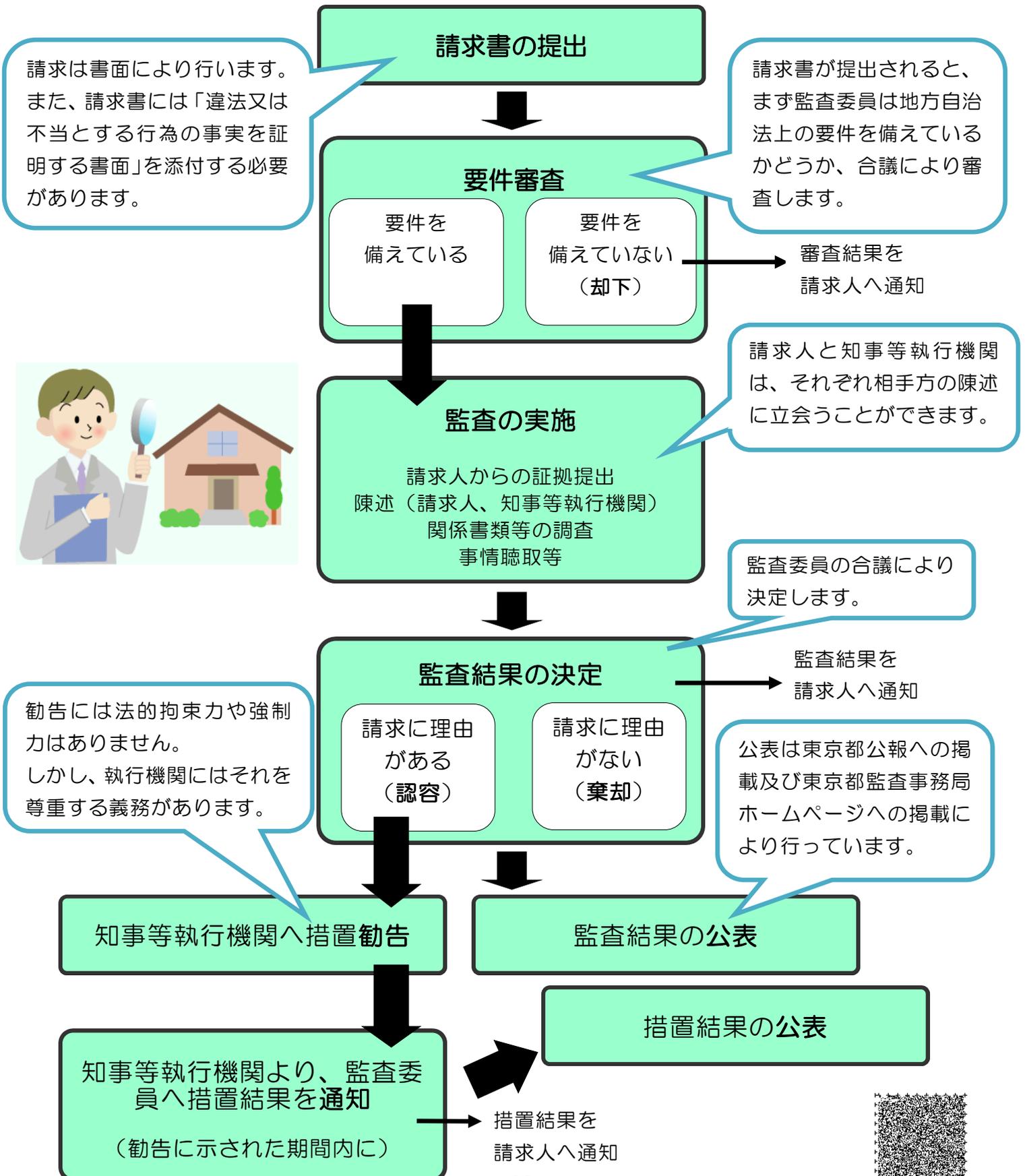
監査結果は、請求のあった日から60日以内に決定しなければならないと定められています。

監査結果に不服がある場合、請求から60日以内に監査結果を決定しない場合には、裁判所に対して住民訴訟を提起することができます。

平成29年は21件の請求のうち、請求の要件を備えている3件について監査を実施しましたが、いずれも請求には理由がないものと判断しました。



■ 住民監査請求の主な事務の流れ



## 7 改善措置

都では、監査委員が行った指摘及び意見・要望に基づいて知事等が講じた改善措置について、6月と12月の年2回公表し、フォローアップに努めています。

措置対象となる監査の指摘件数 722件

- ※ 平成24年行政監査、平成26年財政援助団体等監査、  
平成27年定例監査・財政援助団体等監査・行政監査、  
平成28年定例監査・工事監査・財政援助団体等監査・行政監査、  
平成28年度決算審査、平成29年定例監査・工事監査（前期局・島しょ実施分）

平成28年までに改善 374件

平成29年6月（第1回）に改善 130件

平成29年12月（第2回）に改善 148件

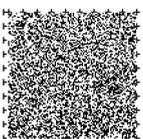
一部改善済み、改善策を検討中 70件

対象の**90.3%**が  
改善済みになりました



### ● 措置の主な内容

措置区分		第1回	第2回	主な内容
是正・改善措置	返還・戻入等	17件	14件	過大交付した補助金等が返還されたもの 都税等の債権を追加徴収したもの
	土地・建物等 資産管理	5件	2件	土地・建物等の管理状況を改善したもの 建物・設備・物品等を修理・交換したもの
	会計処理	4件	18件	決算関係書類等の誤りを修正したもの
	事務処理等	26件	41件	法令等に基づいた事務手続に是正したもの 事務処理等をより効果的・効率的にしたもの
再発防止 の取組	要綱等の 制定・改正	11件	2件	要綱・基準等を新たに制定・改正したもの 事務処理のマニュアル等を作成したもの
	契約・仕様等 の見直し	19件	16件	同一・類似の契約等の方法を改めたもの 仕様書等への記載事項を見直したもの
	ルール・体制 の構築	30件	32件	事務処理ルールを改善・構築したもの プロジェクトチーム等を設置したもの
	研修等の実施	18件	23件	関係職員を対象に研修を実施したもの 再発防止策を周知徹底したもの
合計		130件	148件	



主な改善事例

都立公園の案内板にバリアフリールートの記載等を行ったもの（第1回）

【平成27年行政監査 土地・建物等資産管理】

【指摘】 都立公園における案内板等について、車いすでの利用が可能な園路や施設を表示していない事例が認められたため、所管局である建設局及び指定管理者に対し、適切な対応を求めました。

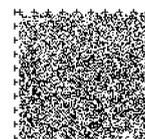
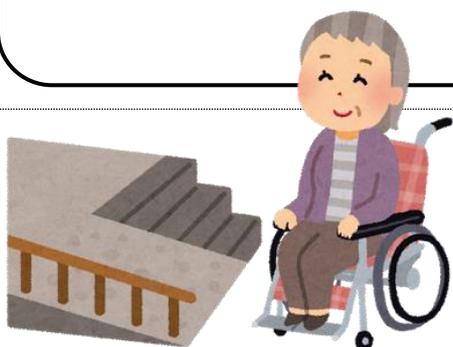


【措置】 局は、利用者の視点に立った案内方法等に関するマニュアルを作成するとともに、上野恩賜公園の案内板にバリアフリールートの追記を行いました。

また、指定管理者は日比谷公園と宇喜田公園の案内板について、車いす対応施設等を追記しました。



↑バリアフリールートをオレンジの点線で表示



学校法人に対し過大に交付した補助金が返還されたもの（第1回）

【平成28年財政援助団体等監査 返還・戻入等】

【指摘】生活文化局では、私立学校を運営する学校法人に対し、高校の業務を主たる業務とする職員の人件費支出等を補助対象とした補助金を交付しています。

しかし、一部学校法人で、補助対象として申請された職員1名の事務分担を見たところ、大学及び法人関係事務が大半であり、高校の業務が主たる業務とは認められませんでした。

その結果、平成26年度及び平成27年度の補助金が合計約861万円過大に交付されていたので、その返還を求めました。



【措置】指摘を受けて、局は学校法人から過大交付分の補助金の返還を受けました。

また、局では補助金審査に関する手引の内容を見直し、主たる業務の取扱いについて明確にしました。

災害時帰宅支援ステーションの掲載情報を適切に更新したもの（第2回）

【平成29年定例監査 事務処理等】

【指摘】総務局総合防災部は、帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するための施設として、コンビニエンスストア等10,747施設（平成28年11月時点）を災害時帰宅支援ステーションとして指定しています。



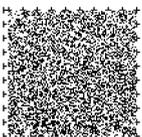
←災害時帰宅支援ステーションステッカー  
（指定コンビニエンスストア等に貼付）

災害時帰宅支援ステーションに指定されている施設の名称・所在地等は、「東京都防災ホームページ」内の「東京都防災マップ」で検索することができます。しかし、監査を行った平成29年5月時点では9,939施設しか掲載されていなかったため、最新の情報に更新するよう求めました。



【措置】局は、最新の情報に更新するとともに、年1回の定期更新等をルール化するなど、再発防止体制を強化しました。

また、平成30年度からは調査方法を改め、施設情報の変更箇所を効率的に把握できるようにしました。



下水道料金の減額適用状況を見直し、適正な収入を行ったもの（第2回）

【平成29年定例監査 要綱等の制定・改正】

【指摘】水道局の各営業所では、東京都下水道条例等に基づき、病床数20以上を有する医療施設の下水道料金について減額を行っています。

しかし、一部営業所で、病床数が減り対象外となった施設に対しても料金減額を行っていたため、減額を適正に行うよう求めました。



【措置】指摘を受けた営業所では、減額適用を解除し、過去の減額料金については請求を行い収入しました。

また、水道局では料金減額を行っている医療施設全件（428件）を調査し、誤適用14件を発見・是正するとともに、再発防止策として医療機関名簿との突合調査等を実施することとしました。

○ 監査結果に基づき見直しを図る事業評価

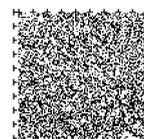
都では、限られた財源の中で都政の諸課題に的確に対応するため、予算編成の一環として事業評価を行っています。

指摘や意見・要望に基づく改善に際し、予算措置などを要するものについては、事業局、財務局及び関係部局（総務局行政改革推進部・監査事務局）が連携して改善内容等に対する事業評価を行い、迅速かつ的確な予算への反映を行っています。

平成30年1月に公表された平成30年度東京都予算案では、だれでもトイレ等の改善を求めた指摘（平成27年行政監査 建設局）などが選定され、必要な経費が予算措置されました。

これにより、都立公園のだれでもトイレにおける出入口動線が改善されるなど、都民サービスの向上につながっています。

事業評価に関する事務については、財務局が所管しています。

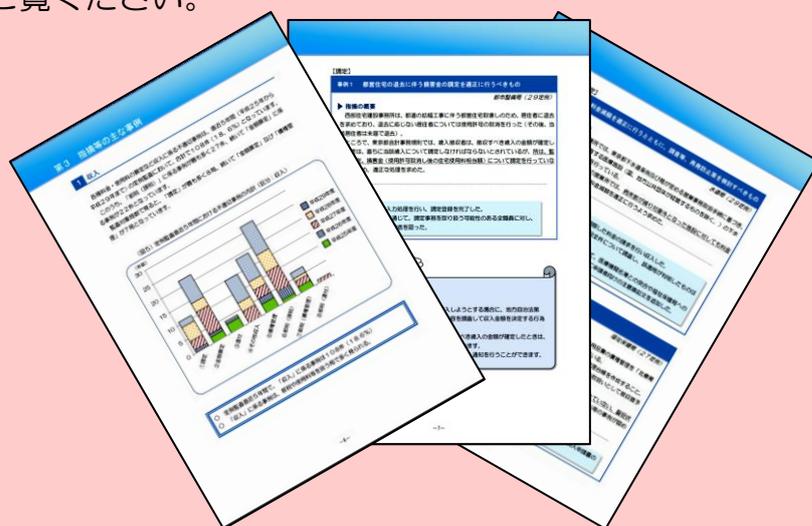
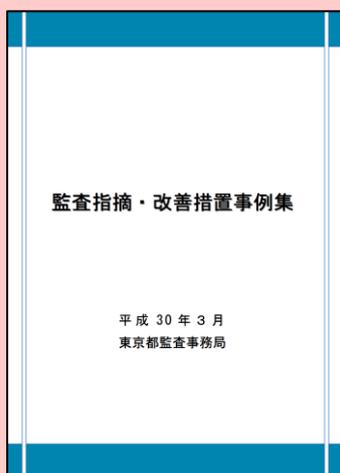


## より多くの指摘・改善措置をご覧になりたい方へ

監査事務局では、改善措置を通した個々の案件のフォローアップだけではなく、庁内説明会を実施して各局の業務改善に資する情報を提供するなど、監査結果を全庁にフィードバックする取組にも努めています。

そこで、過去の監査で行った指摘や意見・要望を体系的に分類し、誤りが発生しやすい事例や複数の局で見受けられる事例、また、それらに対する各局の是正・改善の取組をわかりやすくまとめた「監査指摘・改善措置事例集」を作成しています。

監査事務局ホームページ（<http://www.kansa.metro.tokyo.jp/>）にPDF版が掲載されていますので、ぜひ、ご覧ください。



## 監査事務局ホームページのご紹介

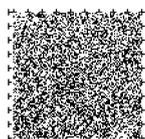
監査事務局ホームページでは、監査制度の概要、各種監査結果・改善措置など報告書の全文（PDFファイル）、住民監査請求の結果など様々な情報を掲載しています。

また、平成30年3月末からスマートフォン等への対応、監査指摘等の検索機能の導入など、より便利なホームページへとリニューアルしました。ぜひ、ご覧ください。

<http://www.kansa.metro.tokyo.jp/>



監査事務局ホームページ



監査事務局では、ツイッター（Twitter）でも、掲載情報などを随時配信しています。[東京都監査事務局公式アカウント @tocho\\_kansa](https://twitter.com/tocho_kansa)



## お問い合わせは…

東京都 監査事務局 総務課

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 都庁第一本庁舎 北塔41階

### 【監査一般、局ホームページに関すること】

総務課 企画担当 電話 03(5320)7017〈直通〉

FAX 03(5388)1765

### 【住民監査請求に関すること】

総務課 調査担当 電話 03(5320)7015〈直通〉

FAX 03(5388)1765

東京都の監査のあらまし 平成29年実施結果  
平成30年4月発行

発行 東京都監査事務局総務課

〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号

電話 03(5320)7017

E-mail S9000052@section.metro.tokyo.jp

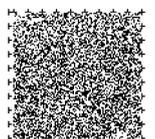
平成30年度

登録第1号

印刷 株式会社 ●●●

〒●●●-●●●● ●●区●●●●丁目●番●●号

電話 03(●●●●)●●●●





東京都



東京都監査事務局

Secretariat to Audit and Inspection Commissioners

